②　指定口座への現金振込み（振込料利用者負担）

7　サービスの中止、変更、追加

①　利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

③　利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、６利用料等の（3）⑥イに記載の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

③　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8　代理人等について

(1)　事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

①　代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

②　代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③　連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2)　代理人の職務は、次の通りとします。

①　利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第４条に定める同意又は要請、同第８条３項、第10条３項、第20条１項、第21条１項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

②　利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3)　連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4)　身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5)　連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

①　連帯保証人の負担は、極度額３０万円を限度とします。

②　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③　事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④　連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9　サービス利用に当たっての留意事項